

災害時避難行動要支援者支援事業について

1 事業の目的

【目的】

- (1) 地域で支え合う共助を基本とした災害発生時の地域での支援体制の確立
- (2) 日頃からの見守りや災害時の避難支援体制づくりを進め安心して暮らすことのできるまちづくりを推進

2 現在の取組状況

【事業全体の流れ】

- (1) 災害対策基本法の規定に基づき、災害時に自ら避難することが困難で、避難支援等が必要な要支援者の名簿を一定の要件に基づき市が作成します。
- (2) 名簿の対象者のうち、平常時から避難支援等関係者への情報提供に同意した方の名簿情報を、市と協定を締結した関係者に提供します。
- (3) 関係者は、日頃の見守りや災害時の避難支援体制の整備に活用します。
- (4) 要支援者一人ひとりの事情に合わせた「個別避難計画」を作成します。

◆メモ1 要支援者の要件とは？◆

三鷹市地域防災計画において、7つの要件に該当する方を災害時避難行動要支援者と定めています。（約2万3,000人）

7つの要件のうちの一例

- ・ 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の方
- ・ 介護保険制度による要介護認定区分が3から5までの方
- ・ 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆メモ2 避難支援等関係者とは？◆

名簿の提供や避難支援等に携わることについて、市と協定を締結した関係団体

32団体（R4.4.1時点）

（ ）内は団体数

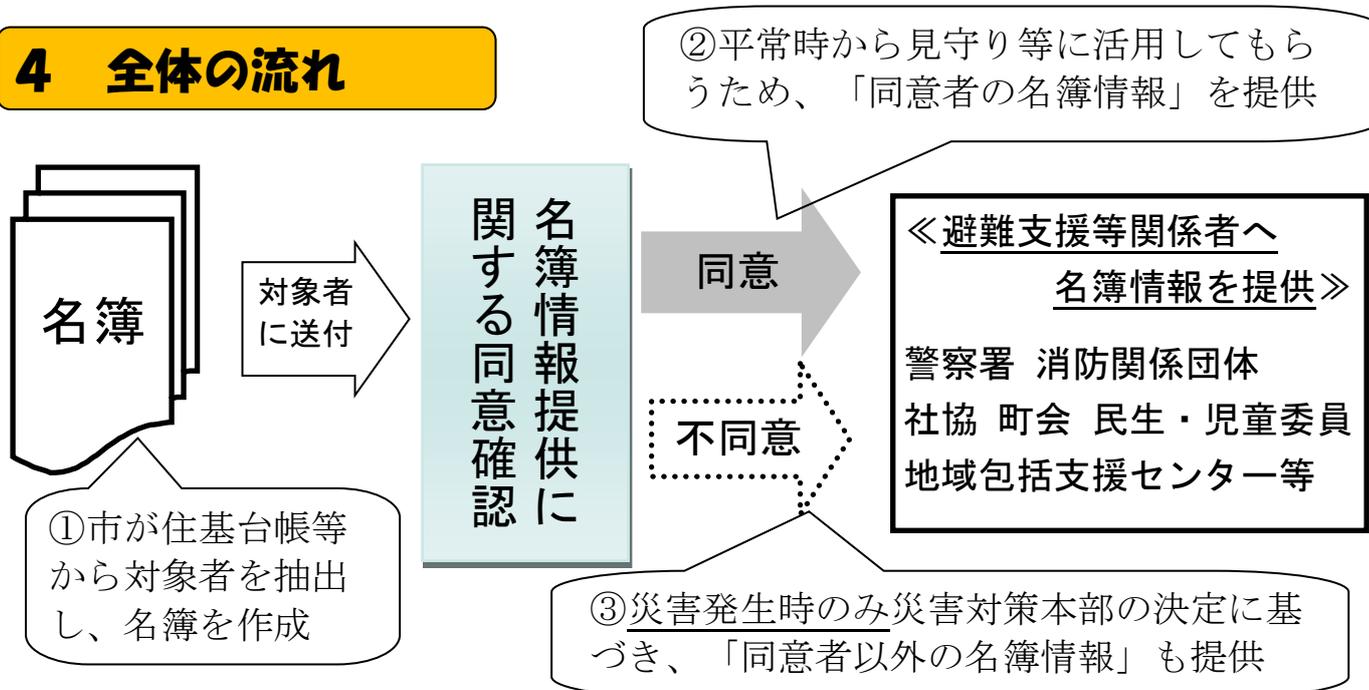
警察署(1)、消防署(1)、社会福祉協議会(1)、自主防災組織(6)、
消防団(1)、民生・児童委員(1)、町会・自治会・マンション管理組合(14)
地域包括支援センター(7)

3 要支援者の名簿

記載される名簿情報は、要支援者本人の情報※（名前、住所、生年月日、連絡先、対象要件等）です。また、避難支援等関係者へ提供する名簿情報は、該当団体の担当エリア分となります。

※民生・児童委員、地域包括支援センター、町会等には、緊急連絡先や地域支援者の情報も記載

4 全体の流れ



5 今年度の同意確認スケジュール

今年度は新規対象者（7月中旬）と同意確認に対して未回答の方（9月）に郵送により、同意確認を実施します。

※同意者・不同意者・同意確認未回答者に対して3年に一度更新を実施予定

6 名簿情報提供の流れ

町会等に名簿情報を提供する流れは次のとおりです。

- (1) 団体のエリアの確認（例：地図にマーカー）（1か月程度）
- (2) 三鷹市避難行動要支援者の名簿情報の提供と支援に関する協定を締結
- (3) 名簿情報の管理責任者や保管に関する届出書、誓約書等の提出
- (4) 名簿情報の提供、「日頃の見守り」や「避難訓練等での活用」

※災害時の避難支援等に活用するため、町会等での名簿情報の受け取りを希望される場合は、問合せ先までご連絡ください。

《お問合せ先》
三鷹市健康福祉部地域福祉課地域ケア推進係
電話：0422-29-9235

